

みんなで支える明日へのあんしん

にいかわ介護 vol. 20

発行：新川地域介護保険組合
〒938-0036 富山県黒部市北新199 TEL(0765)57-3303 FAX(0765)57-3305
URL：http://www.niikawakaigo.jp E-mail：info@niikawakaigo.jp

2012.7

特別養護老人ホーム 有磯苑



ユニットケア棟が
OPEN!

ユニットケアとは

入居者一人ひとりの生活習慣や好みを尊重し、今までの暮らしが継続できるようサポートするために、個室を10人のグループに分け、それぞれを1つのユニット(生活単位)とし、ユニットごとに食事や入浴の日常生活を送ります。

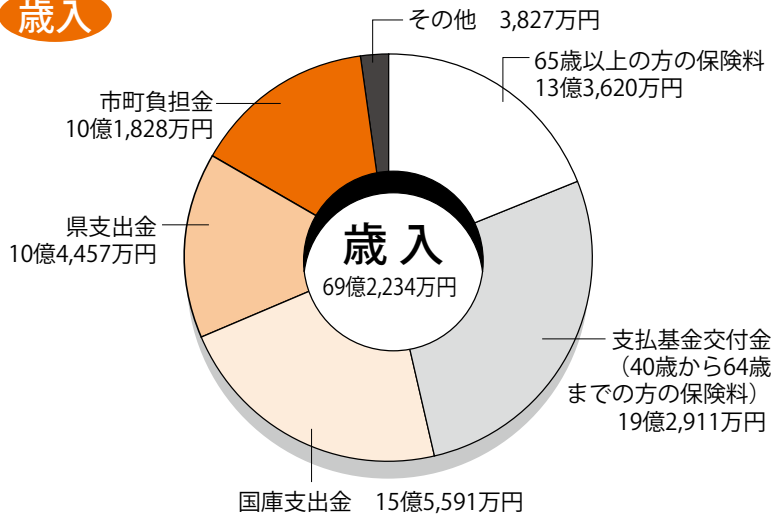
少人数の家庭的な雰囲気の中で生活を共にしながら、個別に支援することを目的としています。

本紙の主な内容

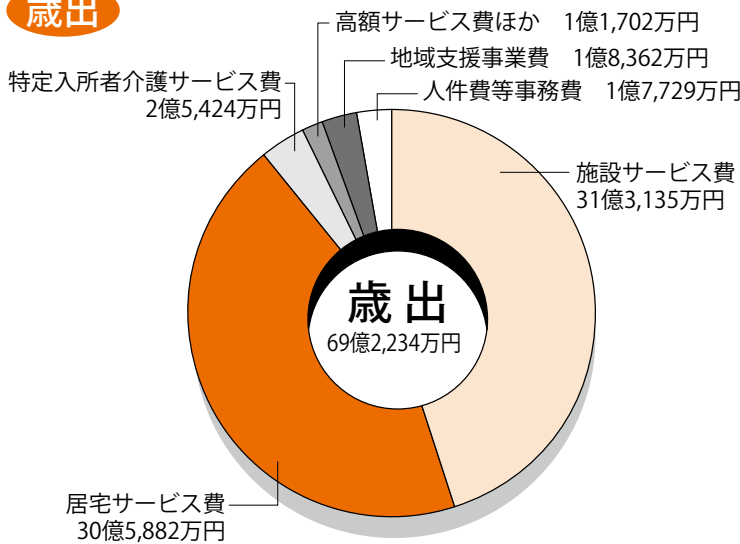
- ・ 新川地域介護保険組合の平成24年度予算について
- ・ 平成24年度から平成26年度までの介護保険料について

平成24年度 新川地域介護保険組合予算概要

歳入



歳出



平成24年度予算について

平成24年度の当初予算総額は、69億2,234万円です。前年度当初予算と比べ1億8,462万円、2.7%の増加となりました。

本年度は、第5期事業計画の初年度となります。平成24年度から平成26年度を期間とするこの計画は、4期12年にわたるこれまでの計画を継承し、介護保険法の改正を踏まえた施策の推進を図るとともに、地域住民や関係機関が連携し、健康で生きがいを持った元気な高齢者が増えるよう策定にあたってまいりました。

本年度予算では、事業計画に基づき、介護・予防・医療・生活支援・住まいの5つのサービスを一体化して提供していくという「地域包括ケア体制」の考えを念頭に置いた施策の展開を推進していくとともに、健全な財政を堅持していくよう、努力してまいります。

歳入

65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料は、13億3,620万円です。前年度当初予算と比較して、20.1%の増となっています。また、支払基金交付金として交付される40歳から64歳までの方（第2号被保険者）の保険料は、前年度と比べ約1千3百万円、率で0.7%の減となっています。

その他、国庫支出金、県支出金、市町負担金は、介護給付費のそれぞれの負担率に基づき計上しています。

歳出

介護給付費は、歳出予算の94.8%を占め、前年度と比べ約1億8千万円、率で2.7%の増となっています。このうち介護サービス費は、約1億8千5百万円の増、率で3.2%の増となり、介護予防サービス費は、約1千3百万円の減、率で3.2%の減となっています。

介護サービスの利用者は、施設サービスで約980人、居宅サービスで約1,680人、介護予防サービスで約980人、全体で約3,640人の利用を見込んでいます。

平成24年度から平成26年度までの 介護保険料が決まりました

■介護保険料基準額を4,800円に見直し

65歳以上の方の介護保険料は、3年ごとに見直すこととされており、今年がその見直しの年にあたります。保険料の算定は、第5期事業計画期間（平成24年度から平成26年度）における保険給付費などに要する費用の見込み額から算出します。今回の見直しでは保険料の基準額を現行の3,900円から4,800円に改定となりました。また、保険料の所得段階の設定にあたっては、低所得者の保険料軽減を図るため、現行の第3段階を細分し、9段階から10段階としました。

■第1号被保険者（65歳以上）の保険料

所得段階	段階の基準	負担割合 (基準額に対する割合)	保険料	
			月額	年額
第1段階	住民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者、生活保護被保護者等の方	基準額×0.40	1,900円	22,800円
第2段階	住民税世帯非課税者等であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.50	2,400円	28,800円
第3段階	住民税世帯非課税者等であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.60	2,900円	34,800円
第4段階	住民税世帯非課税者等であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	基準額×0.70	3,400円	40,800円
第5段階	住民税本人非課税者等であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.85	4,100円	49,200円
第6段階	住民税本人非課税者等であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	基準額	4,800円	57,600円
第7段階	住民税本人課税者で合計所得金額が125万円未満の方	基準額×1.10	5,300円	63,600円
第8段階	住民税本人課税者で合計所得金額が125万円以上190万円未満の方	基準額×1.25	6,000円	72,000円
第9段階	住民税本人課税者で合計所得金額が190万円以上250万円未満の方	基準額×1.45	7,000円	84,000円
第10段階	住民税本人課税者で合計所得金額が250万円以上の方	基準額×1.70	8,200円	98,400円

※太枠部分が新たに追加した段階

■保険料は、年額で賦課されます

保険料は前年の所得等により算定し、7月に賦課決定通知書が送付されます。また、65歳到達、転入、転出、死亡等があったときは、月割り計算により保険料を決定（変更）します。

■特別徴収（年金からの天引き）の方は

保険料の年額が、年金の支払い月に年6回に分けて天引きになります。年金から天引きになる方には、7月に保険料決定通知書が送付されます。4月及び6月は2月と同額の保険料が天引きされ、8月以降の各納期の特別徴収額で調整されます。（6月までは昨年と同額で天引き、8月から天引き額が変更されます。）

■普通徴収（納付書や口座振替による納付）の方は

保険料の年額を5回の納期に分けて納めます。7月に保険料納入通知書とあわせて1年分の納付書が送付されますので、納付書又は口座振替により、金融機関で納めてください。また、口座振替依頼書が提出されている方には、口座振替者用の保険料決定通知書が送付されます。

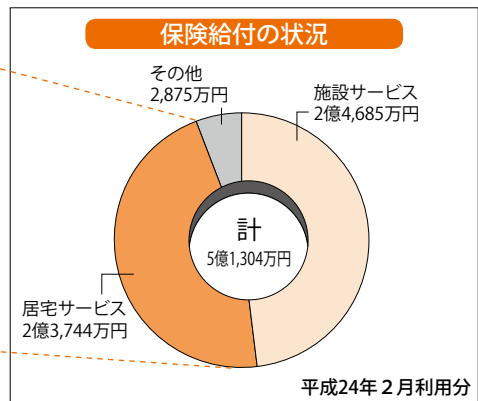
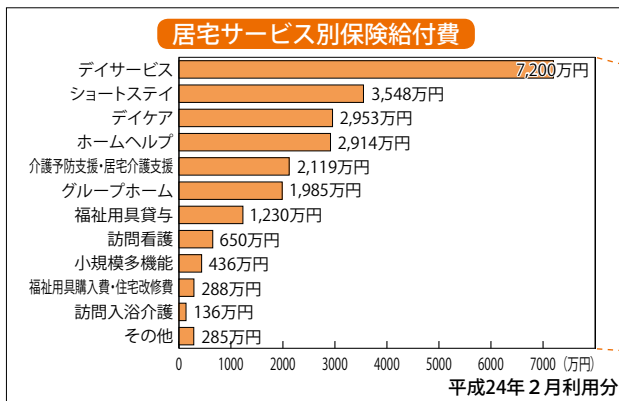
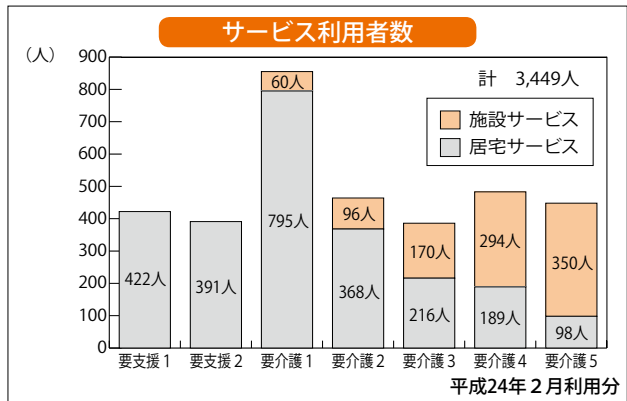
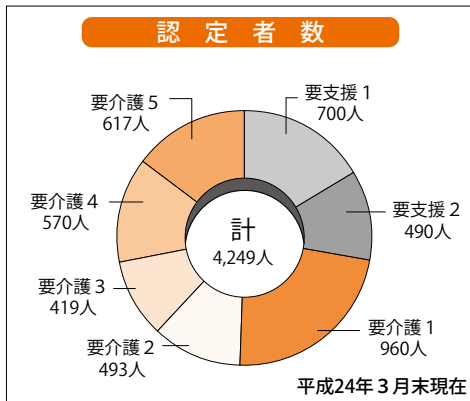
■介護保険料の減免について

災害、事故、低収入等により、保険料を納めることが困難と認められる場合で、一定の要件を満たす場合は、保険料が減免されます。保険料負担の公平性を確保する観点から、全額免除はありませんが、保険料の納付が困難な場合は、ご相談ください。

■保険料を滞納すると？

特別な事情がないのに、保険料の滞納が続く場合、未納期間に応じて給付が一時差し止めになったり、利用者負担が1割から3割になったりする措置がとられます。保険料は必ずお納めください。

介護保険事業の状況



低所得世帯の在宅介護サービス利用者負担を軽減します

新川地域介護保険組合では、所得の低い世帯を対象に、在宅介護サービスを利用した際に支払う利用者負担金（1割負担分）の一部を助成しています。

世帯全体の収入等が少なく、利用者負担金のお支払いにお困りの方は、お気軽にご相談ください。



問合せ先 **新川地域介護保険組合（電話 57-3303）**

組合管内の人口

全人口	83,532人
65歳以上人口	23,937人
要支援・要介護認定者数	4,249人

(平成24年3月末現在)

